

所属建築士名簿

ふりがな氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつてはその旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号
あいち たろう 愛知 太郎	一級建築士	100000			
あいち じろう 愛知 次郎	二級建築士	200000	愛知県	設備設計一級建築士	100000
計	一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士		1 1	名 名 名 名 名	

略 歴 書 (登録申請者)

〔記入注意〕

- 1 氏名の記載等を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 3 勤務先の欄は、自家営業の場合には事業所名（事務所名等）を記入してください。

氏 名		愛知 太郎 (印)		生年月日	昭和 30 年 1 月 1 日
建築士の資格		一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>	登録 番号	100000	登録を受けた都 道府県名(二級建 築士又は木造建 築士の場合)
学 歴	年 月 日	学 校 名 及 び 学 科 名		卒 業 ・ 修 了 ・ 中 退 の 別	
	昭和 53 年 3 月 31 日	愛知大学 建築学科		卒業	
職 歴	期 日	勤 務 先		地 位 ・ 職 名	
	年月～年月	(所在地も記入してください。)			
	昭和 60 年 9 月～現在	株式会社 愛知 (名古屋市中区三の丸 3-1-2)		代表取締役	
	昭和 60 年 4 月～ 昭和 60 年 8 月	なし			
	昭和 54 年 4 月～ 昭和 60 年 3 月	愛知設計事務所 (名古屋市中区栄 4-3-26)		所員	

略 歴 書 (管理建築士)

[記入注意]

- 1 氏名の記載等を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 3 勤務先の欄は、自家営業の場合には事業所名（事務所名等）を記入してください。

氏 名	愛知 太郎 ㊟			生年月日	昭和 30 年 1 月 1 日
建築士の資格	一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>	登録 番号	100000	登録を受けた都 道府県名(二級建 築士又は木造建 築士の場合)	
学 歴	年 月 日	学 校 名 及 び 学 科 名		卒 業 ・ 修 了 ・ 中 退 の 別	
職 歴					

添付書類(二)

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

平成 22 年 4 月 1 日

株式会社 愛知
登録申請者の氏名又は名称.....代表取締役 愛知 太郎.....
(署 名)

愛知県知事

殿

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 成年被後見人又は被保佐人
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 5 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 6 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 7 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 8 建築士事務所を管理する専任の建築士を欠く者
- 9 禁錮以上の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）
- 10 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（4に該当する者を除く。）

〔記入注意〕 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
2 3から7まで、9又は10のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

3 署名欄は本人が自筆で記入すること

承 諾 書

私は、下記建築士事務所において、建築士法第 24 条の規定による建築士事務所を管理する建築士に就任することを承諾します。

平成 22 年 4 月 1 日

建築士 氏名 愛知 太郎
(署 名)

記

建築士事務所	名 称	愛知一級建築士事務所
	所 在 地	名古屋市中区三の丸 3-1-2

* 署名欄は本人が自筆で記入すること